

第4回政務活動費のあり方検討会 議事録

日時 平成28年10月31日(月)

午前10時～11時30分

場所 議事堂 7階 第2委員会室

出席者

・検討会委員

村上和久(座長)、佐藤則寿(副座長)、成田光雄、尾上一彦、横野昭、南俊正、
村石篤、鋪田博紀、赤星ゆかり、有澤守、柞山数男、

・事務局

久世議会事務局長、後藤次長、横山庶務課長、朝倉副主幹

・傍聴人(議員、一般)

議員4人、一般0人

・報道関係

20人程度

議事録

村上座長：ただ今から政務活動費のあり方検討会を開会いたします。本日は、報道機関よりテレビカメラ等の撮影の申し出がありますので、許可いたします。どうぞ、ここで、報道関係の皆さんにあらかじめ申し上げます。本日多くの報道の方々がおいでですので、カメラ等の取材スペースが大変混み合っております。委員の席に過度に近づくなどの行き過ぎた行為は円滑な検討会運営の妨げとなりますので、節度を持った取材をされますようお願いいたします。

代理出席のご報告がございます。有澤議員、尾上議員が委員として代理出席いたしますので、よろしくお願いいたします。

それでは、政務活動費のあり方について、協議に入ります。本日は、前回、私から提案させていただいた、座長素案について、皆さんのご意見を伺い、概ね意見の一致がみられるものにつきましては、取りまとめたと思います。いかがでしょうか。

出席委員：異議なし。

村上座長：はい、それでは、委員の皆さんにご意見をお伺いいたします。

柞山委員：座長。

村上座長： はい、柞山委員。

柞山委員： おはようございます。前回座長提案されまして、会派内で協議したことについて、ご報告申し上げます。透明性の向上について、3番目ではありますが、領収書等の証拠書類のインターネット公開であります。このことは座長からは、平成29年度分を30年からということでご提案いただきましたが、なるべく皆さん早くというご意見も多かったと思います、私どもの会派では再度協議させていただいて、なるべく早くということで、平成28年度分から、来年中に公開してはどうかということでご提案を申し上げます。

村上座長： はい、他に。村石委員。

村石委員： はい、領収書のインターネット公開については、今自民党さんから提案がありましたけれども、もっと早める必要があると思います。まず、平成27年度分から公開をする必要があると思っています。そして、前回のこの検討会で、久世事務局長がおっしゃったのは、一つは技術的な課題があるということと、二つ目には、予算の問題で早急にできないという発言がありましたけれども、まず、技術的な課題については、他の議会でもやっているわけですから、そういう意味では随意契約をすることによって、早くそういう技術的なことは解決ができると思います。それから、予算についても、平成29年度の当初予算に予算化することによって、4月から動くことができるということになりますから、平成27年度分については、来年の7月から公開をするべきだと考えます。

村上座長：他に、今、領収書等の証拠書類のインターネット公開について話がありましたので、この点について、他の方のご意見を伺いたいと思います。はい、赤星委員。

赤星委員： 前日も申し上げましたけど、平成30年7月といいますと、再来年ですので、できるだけ早く公開すべきだと思っております。しかも、今年度分からだけではなく、さかのぼってですね、今残っている書類5年分残っているわけですから、平成23年度分まで証拠書類が保管されていますので、さかのぼって、できるだけ早く公開に踏み切るべきだと思っております。それはなぜかという、これだけたくさん不正の事案ができてきて、市民の皆さんにどういう不正があったのかということ、市民だけではなくて、全国の皆さんにも、ある意味、教訓としてご覧いただくというのは、大事なことだと思っておりますので、あるものは全て公開すべきだと思っております。

村上座長：他にご意見ありませんか。はい、佐藤委員。

佐藤副座長： できるだけ早くインターネットに公開をすべきだという思いは私どもも一緒であり、しかしながら前回の事務局から報告がありましたとおり、県議会等でも来年オープンにするというところまでこぎ着けておるようですし、これまでの対応がですね、県議会とうちの富山市議会と状況が違っていると、すでに誰でも見れる体制まで整えたのが県議会であります。そういったことから本当にできれば早くという思いで私どもも今回の問題が発覚して以来、さまざまな検討をしてきた訳なんですけど、現実的にやっぱりできることとできないことと、今回幸い、大変失礼ですけれども、今年度については自民党さんが大きく、政務活動費を使用しないというふうな対応で今やっているようですので、今年度中の書類をしっかりと精査し、マスキングも可能じゃないかということまでつめていただいて、なんとか今年度

分からのオープンをできるようにというところまでこぎ着けていただいたということを、積極的に私どもは理解をしておるわけで。まずはできることから、これは冒頭から私も言ってまいりましたけれども、市民の方に過去にさかのぼってこういった不正がありましたということは、それはもう実際消されているわけですから、そこらへんもなかなか難しいんじゃないかと思っておりますので、そういう意味では、まずはできること、という思いであります。

村上座長： 赤星委員。

赤星委員： 過去の不正、消されていないですね。修正、この間ね、申し合わせで、どこをどう修正したか見えるように修正してくださいねってなったはずなんですけど、消されてるわけでは。

出席委員： 消されてないです。

佐藤副座長： 申し訳ございません。表現が違ってますけれども、要するにそこを見えるようにするということが、さほど重要であるというふうに思っておりますし、それをオープンにするという作業がやっぱり大変な労もあるんじゃないかという意味で申し上げました。

村上座長： 他に。はい、尾上委員。

尾上委員： はい、民政クラブとしては、なるべく早くということで、今言われたように予算措置等々もございますので、明日明後日というわけにはいかないのかもしれませんが、今年度分から早く公開していただくというような処置をとっていただけないかなというふうな意見を申し上げさせていただきたいというふうに思います。

村上座長： はい、村石委員。

村石委員： はい、市民はどのような不正があったのかということも知りたいですよ。だから、平成28年度分からは市民の要望に応えるということにはならないと思います。ですから少なくとも平成27年度分はしっかりと公開すべきです。

村上座長： 村石委員のその、赤星さんは23年度からと、村石さんは27年度からと、27年度というのは・・・。

村石委員： 5年分は膨大な資料になるので、少なくとも27年度は可能であると、来年の7月から公開するのは、物理的に可能であるという判断に基づいて、私はそういうことを主張しているので、その後ある程度軌道に乗ってくればもっとさかのぼるという議論になるかもしれませんが、とりあえず市民が知りたいという情報を早く流したいために、27年度をやってほしいという意見です。

村上座長： はい、座長の取りまとめというか意見を申し上げますと、さかのぼって膨大な量のインターネット公開するための作業と、今これから領収書等の閲覧は、特に複雑なあるいは時間をかけた手続きをいらないわけですね。ですからその市民の労力、困難さと、事務局の困難さを考えた場合に、5年間までさかのぼって膨大な事務量をかすという必要はないようなふうに私は思っております。その中間の案が村石さんの案かなというふうに思ってるんですね。そのあたりで調整を図りたいと思うんですけども、他の方のご意見は。はい、鋪田委員。

鋪田委員： 赤星委員、それから村石委員のご意見を聞いていますと、一つはこれま

でどんな不正があったかという類型みたいなものを教訓としてお示しすることも大事だというふうなお話だったというふうに思います。そうするとインターネット公開のそもそもの目的がそれぞれ役割が違うというのか、28年度分からやるということについては、間違いがないように広く一般市民の方にも見て、聞いていただくということで必要性があるだろうと、それともう一つは過年度分にさかのぼってということには、先ほど言いましたけどこれまでどんな不正が、あるいは不適切なことがあったのかということの教訓にするためということでありました。今、まず必要なのは、今後そういった不正をまず起きないように、市民の方に、一般の方にチェックをしていただくという体制としては速やかにというか、事務局には最大限に頑張っていたいただいて、今座長からこういう提案がありましたけど、ぎりぎりまで 人員的なこと予算的なことはつめていただいて、一日でも早くやっていただくように今後の調整を続けていただく必要があるかと。それから、もう一つは過年度分については妥当性の問題がやはりあると思いますので、そこをもう少し、過去のものを教訓とすることもひとつは大事だと思いますが、優先課題をきちんと決めた上で、どうするかということをもう一回考え直せばいいと思うので。

村上座長： はい、佐藤委員。

佐藤副座長： 先ほどの私の失言もありましたので、鋪田委員が言われたとおりですね、やはりこれからどうするかということをしっかり和まず決める、不正を二度と起こさない体制を作るということは全く皆さんと同じだと思いますので。あと、技術的な件がどうしても私は最大限の努力を事務局にもお願いをしてなんとかということまでできましたし、あと、どういふ不正があったのかという、これは社民党さんも共産党さんも私どもも同じですので、これはまたどういふ形で、この場で示すということをしていけるのかというのはまた別の話のような気もしますので、代表者会議だとかいろんなところで明確にしていく中で、今後の対応についてどうするかということを考えるべきだというふうに思います。あと、技術的に実際にネット公開が現実的に間に合うのかということもまた事務局の方にもですね、確認しながら、まずはできることからやっていくということで、不正の具体化についてはもう少し検討の、明確化をしようというのはちょっとこのあり方検討会で明確化するというのはなかなか難しいのかなというふうにも思っています。

村石委員： 座長。

村上座長： 村石委員。

村石委員： はい、佐藤議員の発言について申し上げますと、やはり政務活動費に関することは、このあり方検討会で検討するということが基本なんですね。そういうことで佐藤副座長も挨拶の時に語られたと思うので。座長に提案しますが、この問題は過年度分をどうするかというのは、各会派に持ち帰って協議をするということにさせていただけないでしょうか。

村上座長： はい、赤星委員それから村石委員、あるいは自民、それから民政クラブですね、意見が違いますので、あえてここでまとめることはしないで、もう一度持ち帰っていただくということで、事務局からもですね、その辺よく聞いてですね、適正なところですね。先ほど私が言いましたように、市民の知りたい、知る権利と事務量ということを合理的に考えて判断すべきと思

っておりますので、事務局の意見も聞きながらですね、もう一度持ち帰って検討していただければと思いますけど。鋪田委員、何か。

鋪田委員： 持ち帰っていただく中で、大事なのは、前回局長の方からお話があったと思うんですけど、過年度分について、今大変申し訳ないことに我々、たくさん不正を出しておりますので、もしその検証ということであれば、もともとの伝票があり、何度も修正かけているわけですよ。その見比べといたしますか、そのきちんとできる体制も必要なのかなと。もしそういう目的であれば。そうすると自ずとネット公開するにしてもどういふふうな比較ができるのかということも込めてやらないと、ただ公開するだけになってしまうので、ここもちょっと各会派で考えていただければ。つまり膨大な量の伝票があり、それがどこに問題があって修正がされたのかというのがきちっとわかる形じゃないと、ただネット公開しても意味がないと思うんですよ。その切り分けの作業だとか、そのこともしっかりやらないと、ただ公開しただけになってしまって、何のために公開したのかわからなくなりますので、そこを正確にするための作業にはどんなことが必要なのかという、そんなこともきちっと踏まえないといけないというふうに思います。

村上座長： はい、その点については前回事務局の方からお話があったと思います。その点ももう一度お考えいただいて、次回までに、持ち帰って検討をしていただきたいというふうに思います。事務局の話聞いてあげてください、前回もお話があったと思いますが、鋪田委員が言ったようなことをいっておりますので。説明をしないでネットだけを見て一部だけを見て、その後批判が事務局に来る、各会派に来るということで、また説明をさらにしないといけないという可能性があるということですから、窓口に来ていただいて説明しながら誤解のないように見ていただきたいという趣旨のことを前回、言っていたというふうに思っておりますので。そういうことも踏まえてですね、もう一度お考えいただきたいというふうに思います。それでは、この件については持ち帰るということで。他の項目についてご意見は。

柞山委員： 座長。

村上座長： 柞山委員。

柞山委員： 前回、鋪田委員から運用指針の見直しの件で作業部会というか、ワーキングチームを作って詳細に進めたらどうかというご意見の話であります。この運用指針、現実に今あるものがですね、具体的になっていないということで、多くの解釈が間違っていますので、詳細に具体例を挙げてチェックもできるような運用指針を目指すべきだということで提案されたと思いますけれども。この運用指針策定部会の設置であります。できれば補欠選挙後ですね、会派が決まりますので、それぞれ会派で協議をしていただくということでありますから、補欠選挙後に直ちに、なるべく早く作業策定部会を設置していただいて具体例を挙げながら、その運用指針を細かく詰めていただけるようなものを作っていただきたいなど。もう一つはこの作業部会を単独に置くのかということの視点ですが、これはやっぱり政務活動費のあり方検討会の下部組織というか専門的にやっていただく、そういう組織を目指せばどうかと。構成員についてですが、皆さん詰めていただければいいと思いますけども、兼務されてもいいし、あるいは会派

の実務者でもいいと思いますが、その中で細かい議論をしていただきながら策定をしていただきたいというふうに思っておりますので、ご提案を申し上げます。

村上座長： はい、それでは今作業部会についてのご意見がありましたので、この作業部会について議題としたいと思います。ご意見を頂戴いたします。はい、赤星委員。

赤星委員： はい。前回と今回の間にですね、自民党会派の調査、最終報告が発表されましたけれども、その発表された新聞の同じ紙面です、また別な議員の新しい疑惑が報じられていまして、じゃあこの最終報告は何なんだと思いました。続報も今日も報じられておりますけれども、全然最終ではないんじゃないかと思うんですね。私前回は前からも申し上げていますが、まず、全容解明でしょうと。全容解明しない限り、いくら運用指針見直しといいますが、どの不正がどういうふうに行われたのか明らかにしない限り、いくら使途基準の明確化とか、添付書類の厳格化とかいうことをやっても、偽の文書を付けておられる、前から指摘していますけど、この開いてもいない市政報告会の案内文があったり、パーティー・懇親会とか祝賀会パーティーだったりのものを、富山市議会自由民主党市政報告会のご案内という文書を付けてですね、実際に使っていなかった案内文を付けて出したりしているわけなんですね。それについて一向に説明もありませんし、市民の皆さんはきれいになったとは思っておられないと思います。だから、どのケースがどういう不正をやったのかというのを明らかにしない限り、私はもう作業部会だとか何とかという段階じゃないと思うんですね。ですから、皆さん100条委員会についてはだんまりというか、返答がないわけなんですから、その設置について、ぜひ見解をお聞きたいと思います。全容解明について。

村上座長： 赤星委員、この場はですね、政務活動費にかかるあり方検討会でありますので、その100条委員会を設置するのかどうかという議題はふさわしくないというふうに判断します。それから、最終報告の後に出てきたと、それはですね、どこの会派であろうと、これからどういう問題があったかということが出ない可能性はない。すべての会派、すべての議員について、最終というのは、そういう意味ではないんですね。どこまで細かく見ていくか、あるいは課題とするかというのは、終わりはないというふうに考えられます。そういうことを考えますと、どこかで区切りを付けなければならないという意味の最終であって、何が出てくるかわからないから、それであり方の議論をしないというのはいかがなものかなという気がします。類型は既に出ているわけですね、いくつも。それらの、誤りの類型を精査した上で、新しいあり方を考えていくというのが、このあり方検討会の趣旨だというふうに思っておりますので、ここで議論を止めるようなことはすべきではないというふうに思います。他にご意見ないですか。はい、村石委員。

村石委員： はい、作業部会の設置の時期は、柞山委員が言われるように、補欠選挙後速やかに行うということは賛成です。作業部会の検討内容については、やはり赤星委員が言われるようになぜ不正が起きたのか、あるいは不適切なことがあったのか、それは会派としてしっかり言うべきだと思います。

ます。そうすることによって、新たな指針を作ると言うことになる。私達はマスコミ報道を通じていろいろなことは知っています。だけど、自民党会派として議会の場でこう、こういうことがあったから不正受給があった、または不適切な受給があった、それは会派として議会に提示すべきだという具合に思います。そういうことがあって、新たな運用指針を作っているということですので、作業部会の使命としては、不正受給や不適切なことがなぜ起きたかということとを解明することと、新しい運用指針を作ること、これは二つの目的があるという具合に考えます。

村上座長： 鋪田委員。

鋪田委員： 先ほど座長がおっしゃったように、我々は常にこれから市民の方々、有権者の方々のチェック、それから我々が提案しています第三者機関のチェックを受け続けるというものにおいては最終ゴールはない、というふうに思います。ですから、いったんここで、特に我々がたくさん不正あるいは不適切なものがたくさんありましたので、こういう経緯になったということもお示しできるわけですから、それについて、まさに作業部会で、我々としては、本当に開いて、皆様にお示しをしながらやるということ。それから報告については、各会派の方に議長に正式にお届けをしたものがそのまま皆さんの方にありますから、議会に対する説明というのはそこである程度されると思います。それを元にさらに細かく事務的なところについては、是非作業部会の方で、実際やっていたいただければいいのかなというふうには思います。

村上座長： 佐藤委員。

佐藤副座長： 先ほど、村石さんの意見と私ども同様ですけれども、私今同様というのはあり方検討会の立ち位置、そしてそこに置くべき作業部会の立ち位置、作業部会では現実的にどういった不正があったのかということも、当然しっかりとその会派からも報告してもらいながら、いかにこれができないか、本当にそれを阻止できるような厳格なものをやっぱり提案していったら。このあり方検討会についても、赤星さんおっしゃるようないろいろなことがまた出てきた時にもですね、これはもう終わったということではなくて、何度も言いますが、やはり今市民が、どこまで本気でうちのその市議会としてこの政務活動費のあり方については大きな方針を示したと、後ほどになるかもしれませんが、第三者機関を設置するということは、会派を超えて設置するところは、多分僕は全国的にも珍しいというか誇れるような、そういった体制になるんじゃないかというふうに思っていますので、そういうところを皆さんから本気の意見を打ち込んで、今ここまでなんとか市民に示せるようなところまで来たのかなというふうに思っていますので、なんとか方針を出せるものはきちんと方針出して、詳細を詰めるところはしっかりと詳細を詰めるべきところでどんどん忌憚のない意見を言い合いながら。またオープンにできるところできちんとその答申をもらって、こちらできちんとあり方検討会で発表していくということは、個人的にはやっぱり1年ぐらいはかかるだろうと思っていますけれども、そういったこともどんどんやっていきたいと思っていますので、できれば私どもとしても、この作業部会の設置はしっかりとしていただきたいと思っています。

村上座長： 尾上委員。

尾上委員：今の作業部会の件ですが、赤星議員が言われるようにですね、不正の全容解明というのは絶対に必要だというふうに思ってますし、民政クラブとしても、不正があった会派としてですね、我々の見た目では十分だという語弊があるかもしれませんが、報告はできておるといふふうに思っておりますが、今ほど言われたようにですね、これからずっと市民の目にさらされてですね、今後どう言われるかは私も分かりませんが、これからまた、私は絶対出ないというふうに思っておりますが、わからないところではありますけど、やはり明確な運用指針を早く作るということとは、やはりこのあり方検討会の使命でもあると思いますし、これからですね補選だとか来年の本選だとかありますが、新しい議員が来たときにですね、わかりやすい運用指針があることで、やはり一つにはこういった不正が防げるということもあると思いますので、柞山委員が言われたようにですね、補選終了後速やかに立ち上げていただいて、なるべく早く運用指針の見直しを進めていただくことがいいんじゃないかというふうに思っております。

赤星委員：座長。

村上座長：はい、赤星委員。

赤星委員：私ですね、前向きにどうしていくかという議論を全容解明と平行して、前向き議論を進めることはもちろん必要だと思っている立場です。ですから全てストップせよというわけではありません。先ほどのようにですね、領収書等のインターネット公開もできるところからどんどんやっていくべきです。そこで、先ほど佐藤副座長のご発言の中でちょっと気になった点があるんですけども、オープンにできるところで答申をもらってというようなお言葉がありましたけれども、答申というのはどこからどこへの答申ですか。

村上座長：佐藤委員。

佐藤副座長：すいません、具体的な個人的なイメージで発言をしましたので、それはまたこれからだと思いますけれども、作業部会ワーキングチームを作ったときにこのあり方検討会に、先ほど柞山委員からおっしゃったようにここに内局的にというか、ここに意見をいってもらおうという意味で作業を速やかに、このメンバーで運用指針を詰めていくということではなくて、時間をかけて詳細を、何度も言いますけれども、運用指針については相当時間をかけてやるべきと、かからざるを得ない、来年の4月くらいまでには当然ちゃんとした一つのいったんここまでというものは作り上げるという意味で、細かく丁寧にやってもらおうという意味で、そこで打ち合ったものをまたこういった形にまとめましたということは、このあり方検討会に報告してもらったろうというイメージを私がしましたので、それはたまたま報告というのが答申というような表現になってしまったということですから、個人的にはそういうイメージで申し上げた次第であります。

村上座長：赤星委員。

赤星委員：はい、先ほどですね、どういう不正があったかということを作業部会でしっかり報告していただいておっしゃったんですけども、そうするとせっかく全面公開になりましたあり方検討会でどのような不正があったのかを具体的に報告していただいて議論するんじゃなくて、別の作業部会でどう

いう不正があったかを報告してということなんですか。

佐藤副座長： すいません、私に問われているようでしたので、私がお答えしますが、先ほど鋪田委員からもお話がありましたけれども、それぞれ会派から詳細な報告が議長に出してありまして、それを私どもも報告をもらってますので、ある意味での不正の姿形というのは見えてきているんじゃないかというふうに思っておりましたので。これを一つ一つ報告をです、これは当初からですけれども、ここは次から次と出てくるような不正の詳細、これこれこうでしたということ、ここで報告をしてもらうというような検討会というような認識を僕はしておりませんでしたので。

村上座長： 赤星委員。

赤星委員： 作業部会は別に細かいところを詰めるために作ることが反対ではないんですけど、せっかくこのオープンな議論ができるあり方検討会を作ったのに、作業部会は公開するんですか。作るんだったら公開すべきだと思うんですけど。そこがオープンでない場で、どういう不正があったかという報告をされても、それはまたおかしなことになりませんか。

村上座長： 赤星委員、先ほど鋪田委員が言ったようにですね、不正の報告については議長に、つまり議会にしているわけです。一番肝になるところ、そのどういう使い方、指針を作るかということを作業部会でやるというふうな提案がされておいて補選後に作りましょうというところまでできておるんですが、どうしてもこの場を不正議員の糾弾のような場にしたいというふうにしか聞こえないんですが、そういう場ではないと、この場は。あり方を考えるという場なので、どうもそこに固執されるのは議論が停滞するというか進まないのですよ。そのあたりお考えいただけませんか。

赤星委員： 納得いかない。

村上座長： 赤星委員。

赤星委員： 不正の報告について議長に報告してあるということですけど、それを見てもですね、まだ疑問点がありまして。実はこの間二回文書で自民党会派に共産党会派から問い合わせの文書をお渡ししてあるんですね、文書でご回答くださいとあってあるんですけど、未だきちんと回答していただけていないのはなぜなんだろうかと思っておりました。ですから議長へ報告されたもののなかでもまだすごく疑問点がいっぱいあるわけなんです。そういうところをきちんとしないで、あり方っていうものを本当に検討できるのかっていうのが疑問なので、今申し上げているんです。

柞山委員： どういうことか分かりません。座長、自民党へ文書で回答せよという話は一切聞いてませんので。どういう…

赤星委員： お渡しした…、座長。

村上座長： 赤星委員。

赤星委員： あの時、持って行ったと。

村上座長： 私が受け取っています。

赤星委員： それについて、その紙を手にとって口頭で文書でお願いしたんですけど、口頭で1、2とありまして、1についてだけ口頭で回答されたのが柞山幹事長であったんですよ。

柞山委員： 何の話か具体的に言ってください。

赤星委員： 何の話か。

村上座長： 赤星委員、私受け取りまして、五本議員にお渡ししてあります。五本議員がですね、赤星さんあるいは共産党に対してですね、回答を出すか出さないかというのは、この検討会とはあまり関係ないことだと私は考えております。

赤星委員： そんなことはない。座長。

村上座長： 赤星委員。

赤星委員： 今、柞山委員が何のことが言ってくれとおっしゃったので言いますけど、10月5日の問い合わせは1番については、人件費ですね、人件費分といいますか、会派上乘せの加算分です。自民党さんに月45万円加算されている分です。しかし事務員さんは2名雇用で給料は月額16万円で、二人合わせて32万、年間にボーナスが16万かける2回ずつで、45万かける12と、その差額は確か92万円でしたけれども、この用途はどのようになっているんですかと。もしよろしければ領収書等を見せていただけませんかとお願いました。それについて文書ではなくていろいろな表を目の前で見せていただきながら会派の事務費が年間7,800万円かかるんだと、足りないんだというお話はありましたけど、あいまいでね、だからどういうふうにくらぐ足りなくて、そうなるかよくわからない。だから文書でということをお願いしていたんです。2番目につきましては、谷口元議員の不正が3回あったといいますが、3回目の白紙領収証にだけ偽造した請求書も付いていたんです、〇〇印刷と書いてあったと。その偽造請求書は誰が作ったんですかということをお聞きしました。これについては未だ回答が口頭でもありません。2回目の問い合わせにつきましては10月24日の問い合わせですけれども。

村上座長： 赤星委員、佐藤委員。

佐藤副座長： 赤星さん、大変恐縮なんですけれども、何度も申し上げますけど、赤星さんも再三先ほどから述べておられるように、できるものをきちんと示したいという思いは同じだと思いますので、一つ一つですね、ここまで積み上げてきた課題がありますので、まずはワーキングチームを設置するということについて今座長が、ある意味では賛成かということについての議論で、それがおっしゃるように一会派が不正が出たという会派に対して、その答弁が一会派に答弁が戻っていないからということを経由にですね、今みすみすやるべきことを一つ一つきちんとまずはここまで決めていきましょうということ同意できるものをまず一つ一つ決めていきたいと思うんですね。前回の座長案でお示しをさせていただいた第3者委員会だとか先ほど額の件もありました。それをですね、いったんできれば皆さんに持ち帰って、今日はそれぞれの項目について同意できるものを同意したい、これは前回も座長から申し上げたとおりですし、今日もそれを一つのテーマとして集ってきていただいて、できるだけ早くまた市民に発表できるものは発表したいという思いで 各会派ごとのそういったお話が当然いろいろあってもいいと思うんですけど、どうしても根幹からそれが賛成できないということであれば、それはやむを得ないんですけれども、もう一度ですね、いまの議題についてきちんと議論をしていただいて、それでも根本が納得できないからそれを保留するなら保留するという意見でもいいんですけれども。そこにもう一度立ち返っていただいて進めていただいたら

どうでしょうか。

村石委員： 座長。今のことに関連して。

村上座長： 村石委員。

村石委員： まず赤星委員に申し上げますけれども、共産党会派がどの会派にどのような申し入れをされるかされないかは、会派が決めて行動されることでこれは自由でいいと思います。だけど、自民党会派も自民党会派でそういう申し入れを受けたら、せめて政調会長でしたか、必ずそれを受け止めて役員で協議して、誠意を持って返答するというを今からしていたきたいなと思って、今の話はここでする議論ではありません。だけど、私はそう思いますので、それぞれ会派ごと誠意を持って対応するということで座長収めていただけないでしょうか。

村上座長： はい、私収めよう収めようとしているんですが、あり方検討会、この検討会の意義からするとですね、何度も申し上げますが、個人の議員や会派を弾劾する場ではないんですよここは。ですから前向きなあり方について、今議題になっております作業部会を補選後に設置するというについては、共産党はご同意願いませんか。

赤星委員： はい。

村上座長： 赤星委員。

赤星委員： 補欠選挙後ということは賛成です。それで、細かいところを詰める必要があるので、作業部会の設置には賛成しますけれども、そのあり方についてですね、オープンにするのか、具体的な不正の報告です、そういったことはやっぱり補選後に十分話し合っただけで決める必要があると。

村上座長： はい、村石委員。

村石委員： 言われるとおり、これは意見なので、ここでまとめなくてもいいと思うんですけど、作業部会始まる時にどういうことで公開していくのかと、今日のようにテレビカメラや新聞記者を入れて公開するのか、もしくはすべての資料を後で、みんなで議論して、どういう資料が出て、そして作業部会でどういう議論があって、結果こういうことになりましたということをしかり文書で公開するのか、含めてね、作業部会の中で決めていくということにしていただけないでしょうか。

村上座長： はい、では作業部会を補選後に設置するというについては皆さん方、ご同意いただけますでしょうか。

出席委員： (はい、異議なしの声)

村上座長： それでは、そのように決定して、その公開非公開、あるいはその中身については、補選後に皆さんで検討するというところでよろしゅうございますか。

出席委員： (はいの声)

村上座長： では、そのように決定いたしました。他にございませんか、他の議題。

村石委員： はい。

村上座長： 村石委員。

村石委員： 第3者チェック機関フロー案について質問してもよろしいでしょうか。まず1点目の質問ですけど、中点の4番目ですけど、各会派ごとにまとめ審査依頼し、そういう決済をするという記載があります。これは実質的には後払いと考えてよいのか、お考えをお聞かせください。

村上座長： はい、私に聞かれたんだね。私の素案だから。はい、後払い、先払いという言葉の意味そのものが、どこのことを指しているのかということについては非常に曖昧だというふうに思います。審査依頼し、どこの流れを言えばいいのかな、審査をしますね、審査会が OK ですと、承認しましたということで答えが返ってくる、それから会派において個人の口座に振り込むということをイメージしております。だからおっしゃる後払いということでは後払いになります。今、もうちょっと説明すれば、申請を受け付けるのは、私のイメージですが、部屋をとにかく設けてもらう、審査会の部屋、控え室といいますか、そこへ1週間に1度は必ず例えば3人の内の1人なり2人なり来ていただいておると、そこへ会派から申請をします。それを予備審査をするなり、あるいは見ておくという作業があって、1ヶ月に1度、3人の審査会で合議をしていただいて、OK を出していただくと。締め切りと審査をしていただくと、その後、3人の合議があった後、承認を会派にもらうと、支払われると。おっしゃる意味では後払いに間違いございません。そういうイメージです。村石委員。

村石委員： はい、一般的には後払いというのは、事務局から会派なり個人に払うというイメージがあるんですけども、そういうイメージは持たれなかったんでしょうか。

村上座長： 議会事務局からの振り込みもそのものも後払いと。議会事務局が一義的には銭を持っておるということはイメージしていないんですけど。会派へ3ヶ月に1度振り込まれると、今の体制はその通りだというふうに思うんですが、会派そのものに振り込むということに何か問題がありますか。3ヶ月分を、今ですと4月20日、7月20日・・等に振り込みますよね。それそのものも承認がいるということですか。村石委員。

村石委員： 要は、出ですね。政務活動費の出るところの大本が会派なのか事務局にした方がいいのか、ということの問題なんですよ。一般的には事務局ではないんですかね。後払いは。

柞山委員： 座長

村上座長： 柞山委員。

柞山委員： 各会派、相当この政務活動について、調査されておるとおもいますけれども、我が会派では、大津市とか、あるいは一番僕がよかったのは兵庫県だろうと思います。兵庫県の場合、まずこの政務活動費については、会派へ入れる。それから会派で今の審査したものを会派から個人の議員に交付すると。その場合に公開の話ですが、うちは今、会派ごとの年間収支を出しているんですね。ところが兵庫県の場合は会派もありますし、会派全体のもありますが、会派の共通経費の収支、領収書、会派の議員の個人の年間の出納簿、領収証ということで、かなり詳細に公開できるシステムになっています。ですから、総合的に見て、先ほど協議いただいた作業部会もですね、今から詰めていく段階で、例えば富山市は会派申請ということになっているんですね。会派の全ての研修、視察等が、会派処理なんですよ。ここには自ずと無理があるということがあるんですよ。会派及び議員とか、そういう意味では、まずは作業部会を立ち上げていただいて、具体例を挙げながら、最後の公開するときに、どういう形がいいのかも含めてね、やっぱりまずはみんな勉強してね、どうい

とがいいのか、やっぱり進めていくべきだと、特にやっぱり補欠で出てこられる方、来週また新しい方が来られるわけですから、そういう方々にもしっかりお教えできるようなシステムを作っていくべきだと、一日も早く進捗を進めていきたいという、意見ですが、思いです。

村上座長： 村石委員。

村石委員： 柝山委員のご意見、本当にありがとうございました。基本的には、兵庫県のいわゆる準後払い制を基本に、富山市もそれを取り入れていこうという解釈でよろしいのでしょうか。

柝山委員： 座長。

村上座長： 柝山委員。

柝山委員： すべていいとは言っていないので、皆さんいろんなことを調べていただいたり具体例を挙げてベストなものをですね、間違いのないものを作らせていただけたらありがたい。

村上座長： 村石委員。

村石委員： 今ほどいわれた中の賛成するところは、個人ファイルですよね、今の支出伝票をみても、誰が市政報告会の資料を作ったのか、誰が市政報告会を開いたのか、誰が広報を作ったのか、全く分からないんですよ。全くといったら失礼だね、わからないものがほとんどなんです。ですから、本当に個人ファイルを作って、そうすれば市民が A さんという議員はどういう政務活動費の使い方をしているか、またどういう活動をしているか、そういうことが即、インターネットで見れることになるので、それは大賛成です。あと一つだけ伺いますけど、先ほど座長は1ヶ月ごとのチェックとおっしゃいましたけど、現在の条例では3ヶ月ごとに提出をすると、支出伝票等を、それから考えると、1ヶ月ごとがいいのか、3ヶ月ごとがいいのか、これもちょっと議論をした方がいいのではないかと思います。

村上座長： はい、その点については、3ヶ月ごとにすると3ヶ月は待ってないといけないということです。それを少し議員の負担を軽くするために、1ヶ月ごとに審査をすれば後払いの回数が要は3回になるということを考えているわけです。もう一つ、先ほどの委員は議会事務局から直接の承認を得ると、議会事務局は要は議長の承認、議長の承認を得て、支払いをしてもらう、というご意見ですね。

村石委員： そうですね。そういう方法もあると。

村上座長： そういうことは審査会をどちらに持つかという議論になると思うんですが、議長側に持つということですよ。議長が判断するわけですから、議長が審査会の判断を受けて支払いをしていくという、議長側に審査会を持たせるという考え方、ということですよ。

村石委員： 当初からそういうことを主張していました。

村上座長： はい、横野委員。

横野委員： 今その支払いとか金の決済について、結果的に任期期間中の支払いというとらえ方、4年に1回選挙があるわけなんですけど、市役所の3月31日をもって出納閉鎖、出納整理期間5月31日という基準が市役所にはあるんですね。議員の場合、3月31日まで使い切らないと繰り越しはありえない、残ったらそのまま残しなさいという、そのところの清算を考えると、後払い方式にするとどうしても、1月2月に検査を終わって3月の例

例えば20日にチェックかけて3月31日までの間に支払いが可能かどうかという、そういう流れにしていかないと、なかなか難しいのではないかと。そのあたりの支払い決済、支払い時期もある程度頭に置いて、後払いは後払いでよろしいんですが、どの段階までの後払ってという、その年度の区切りと、私たちの任期が例えば4月23日が任期なんですよ、といった場合に3月31日で一回切って、4月1日から4月23日にまたその分の政務活動費が出ますと、その政務活動費の使い方、これはまた苦しい使い方があると思う、そういったことについては具体的に意見交換しながら出納閉鎖期間、あるいは出納整理期間には、まさしく補欠で出てくる方々は4ヶ月、5ヶ月という間で政務活動費が出たときに、やっぱり3月31日までに使わなきゃいけないという指導をどういう形ですのかということも、ある程度していかないといかんのかなと。そのあたりがやっぱり一つの問題だというふうに思っていますので、今の後払い方式の中にそのことも十分配慮してもらうことを検討してほしいというのが思いであります。

村上座長： 大変なことを忘れておりました。民政クラブが設置の必要なしと前回いっておられたので、その点について、ちょっと橋本委員とはお話しましたが、尾上委員からお話をお願いします。尾上委員、どうぞ。

尾上委員： 今回の不正を調査する一番最初に、自民党会派の方で不正があったということで全会派チェックしてくださいというふうなことがあって、チェックをさせていただいたんですけど、あの書類をぽんと第三者の方に見せてですね、これダメって1回も我が会派言われなかったんですよ。その後うちの会派の不正が発覚したということがあってですね、なかなか、今その運用指針がありますので、運用指針に則った支出をしているかどうかというのはチェックできるんですけど、本当にその領収証が不正に作成されたものかどうかというチェックって非常に難しいだろうと。今この座長の案でいうチェックフローを見ますと、私、橋本委員が言うほどですね、これもありかなと、私自身は、引き継ぎの関係でこれ見ていなかったものから、今これちょっと見させていただいたんですけど、こういうのもありかなという思いは私もありますけど、そういったことで公認会計士なり弁護士なりが、これからはこれまでのようなことがないという前提であれば、そんなに難しいことではないのかもしれませんが、これまでのものが第三者機関で暴けたのかなというところがちょっと疑問にあって、第三者機関が以前の座長の案だと、設置は早くして、公開が遅かったので、設置なんかよりは公開が早い方がいいだろうというような思いで橋本がそういったんだろうというふうに思います。

村上座長： 設置そのものについては。

尾上委員： 絶対に反対ということではございません。

村上座長： 他に、ご意見は。赤星委員。

赤星委員： すいません、前回申し上げましたけど、市民参加ですね、チェックすることも重要だと思います。公募の市民委員をどこですかね、座長案では、毎週1日公認会計士が、月1回チーム3人でチェックとおっしゃいましたけれども、例えば3ヶ月に1回は市民委員にいてもらうとか、毎月でもいいんですけれども、どこかそういう目が必要だと思います。今、尾上委員お

っしゃったように、せつかく公認会計士に見てもらったのに、見抜けなかったということをおっしゃって、びっくりしましたけれども、市政報告の印刷代が378万円とかいうのがあったそうですね。

出席委員： あれは4枚で378万円・・・

赤星委員： そういう、前回は申し上げましたけれども、印刷代が適正かどうか詳しい方ですとか、主婦目線ですとか、会社経営に詳しい人ですとか、やっぱり市民の目線に対する意見も。

横野委員： はい、座長。

村上座長： はい、横野委員。

横野委員： 今の赤星委員の指摘のことですけど、例えば尾上委員もそうですが、結果的には検討しようという中に、市政報告の印刷のスペースとか単価とか、ある程度の目安を出していかないと駄目だという。そういうことをワーキングチームで話し合っている程度方針を出せば、裏を返せば、自己申告及び会派チェックの段階である程度把握できるようにしていくようなものを作らないと、意味ないんですね。だから今度はこういうことが絶対起きないためのことを考えてるんだから、これをやって審査会で通って行ってこれおかしかったという、そのことを考えること自身がもう前向きでない、私から言わせると。そういった点においては、前向きな方向で行くべきであるから、そういったものをどうしたらなくなるかということ、あるいはどうすれば単価抑制するとか、そういったこともそういう中に入れていかないと。それからいえばこの審査会っていうルールは私は妥当だと思います。共産党さんは市民、市民と言われますが、審査会に入るメンバーは富山市民を中心に考えればいいので、その中でどういう市民を選ぶ、公募する、その辺の意見の話し合いについては、検討会で十分意見交換して、審査会をどうするかとやればいいと思うので、富山市民である、あるいは富山市民以外の人を入れてもうちょっと厳しく見てもらうという方法もあるわけだから。逆に3人の委員構成をどうするかは、これからもう少し具体的に話し合えばいいというふうに私は思いますけど。

村上座長： はい、鋪田委員。

鋪田委員： 今回の改革といいますか、あり方をまとめるにあたって、それぞれのチェック主体、担っていただく役割というのをはっきりしておく必要があると思うんです。審査会についてはきわめて専門性の高い公認会計士の方々、それは監査法人でもいいですけども、あとは市民の方については、誰でも閲覧できる、あるいはインターネットを見ることができるので、市民の方にそういった部分で役割を担っていただく。あとは最終的に政務活動費が適正かどうかというのは、ほとんどが過去の判例などを元にして作られていると思います。そうするとですね、そういった法務関係、リーガルチェックの部分については、例えば議会事務局などで担うことも可能だと思う、そこは専門家の専門性がより発揮できるような体制を作っていくようにしてはどうかというふうに思います。それと公認会計士ということに私が思っていたのは、私も会社をやっていますが、税理士事務所もそうですが、一部上場企業もいろんな不正というものを受けて、今、公認会計士あるいは税理士さん達がそういったところのチェックをどうしていくかというのを非常に重点的にやっておられます。そういった意味からいっても、

個々の伝票の審査だけではなくて、会派全体の会計などについても見ていただけるでしょうから、その全体像の中で、これは不自然なものがあるとかということについて、やはり公認会計士さん達の方がより専門性が高く見ていただけるというふうに思います。それともう1点、我々の中でやはり明らかに白紙の領収証があって、出されたもの、これを止めるための仕組みをどうするか、例えば一定金額以上は振り込みにするとか、そういう形での不正防止の策もあるわけですが、そういったことをいくつか組み合わせるというのがあるわけですので。そういうこともこの部会の中でいろいろ議論をしていけばいいのではないかなというふうに思っています。

村上座長： はい、村石委員。

村石委員： まず、横野委員の言われたことは全く賛成です。結局第一義的には、議員本人そして会派でチェックをする、現に不正受給や不適切な使い方をしていない会派もあるわけだから、実際そういう機能ができていたということは、本当に言われるとおりなので、各会派それをやっていくことは賛成です。付け加えるとすれば、やはり議会事務局のチェックです。議会事務局でもっと正確にね、チェックが行われていけば、そこで止まった可能性もあるというのが、具体的な例があるわけで、議会事務局のチェックをどうしていくかということも作業部会でしっかりやっていくことだと思います。あと、赤星委員と鋪田委員のお話で言わせていただきますけど、市民がインターネットで見た意見を受け付ける窓口ですね、Eメールでもいいですし、FAXでもいいですし、それからそういう窓口を開いてそれは議会が開かれたようにするためには、私達は議会がどうしているかということを知らせることと一緒に、市民がどう思っているかということを知ること、そういう窓口を作ることが大事なので、そういうことで窓口を作れば市民の人から多様な意見を吸い上げることができると思います。そしてその審査会は第三者機関というのが3人で構成しなければならないというのが一般的です。ですから、3人は公認会計士であったり、それから今言われた税理士とかね、弁護士とか、そういうこととか、あるいは民間の会社を営んでいる人とか、そこら辺はまた決めていけばいいと思いますけども。やはりある程度こう、例えば政治学に通じている人とかね、そういう人達を今後皆さんそれぞれ会派で考えていただければいいんじゃないかと思います。

村上座長： はい、他に。第三者機関を設置することには全会派、賛成ということよろしゅうございますか。

出席委員： (はいとの声あり。)

村上座長： それからその中身、それからどちら側に置くかという議論もまだまとまっておりませんので、これらはですね、今後検討していくということよろしゅうございますか。設置はするという方向は一致したという程度で。佐藤委員。

佐藤副座長： どっち側といいますか、前回提案した時のその出資予算はそれぞれの会派からの政務活動費の中でということも併せて了解と言うことでよろしいでしょうか…。

出席委員： いや…。

- 村上座長： 議長側にするとしたらそれは・・・。
- 村石委員： 前から私はそう主張しているので。
- 村上座長： はい、赤星委員。
- 赤星委員： その件については私も議長側に設置すべきと思います。
- 村上座長： 民政クラブは今どちらかというご意見はありますか。
- 尾上委員： そこはですね、先ほども言ったように申し訳ありませんがちょっと話はしてなかったんですけども、はい。
- 村上座長： 了解しました。私の作ったフロー図はたたき台ですから、こういうことがありますよとお示したので、そこは柔軟に考えてどちら側に持つかということ。それによって費用負担ももちろん、どちら側が持つかということとどっちに置くかという裏返しとか裏付けになりますので、その点も含めて検討していきたいというふうに思いますが、尾上さん。
- 尾上委員： その、審査会の審査で依頼するときは、例えばですね、視察に行きたいと思ったと、その時に、こうこうこういう視察をしますと申請して承認を受けないといけないというイメージでよろしいのでしょうか。
- 村上座長： この私の場合ですと、議会事務局と。
- 尾上委員： はい、多分前回そういう話があったんだと思うんですけど。
- 村上座長： 代理出席だから当然だと思います。議会事務局と協議をして適合しているかどうかということをするというのがこのイメージ図でありますので、これを見ながらですね、村石さんや赤星さんのご意見も考えながら、うちの会派にもどっちがいいのかなという議論は当然ありましたので、それで随分イメージもというか、責任が違ってきますので。議会事務局の責任、要は議長の責任ですね、というのは大変重くなってくると、責任と権限をしっかりと付けると、どちらに置くのかというメリットデメリットを以前お渡ししたと思いますが、そのこともよく考えて設置に向けていくということでこの項目についてはまとめたいというふうに思っております。他の項目についてご意見を頂戴します。
- 横野委員： 座長。
- 村上座長： 横野委員。
- 横野委員： 今、今回の対応策の中で条例改正が必要であるという中で、例えば12月議会条例改正となるといつまでに結論を出していかないと12月議会に提案出来ないかということ、事務局とも詰めないといけないから。そうすると、11月6日の選挙に当選した後に会派結成されて補欠で出てきた人を巻き込んで打合せして、12月に条例提案まで間に合うかという一つのことと、3月条例でいける分野と、そのあたりのタイミングと時期の問題があると思うんで。補欠選挙に出てくる前のある程度の方針はみんなで一応、条例提案は納得したと思われるので、逆にこの中身については補欠で拳がってくる人の前に、ある程度方針を決めていかないと条例改正の提案が出来ないんじゃないかと。緊急動議で突然定例会に出すという訳にもいかないのだから事前にやっぱり。そのことはある程度詰めておかないと駄目じゃないかなと私は思うので。
- 村上座長： はい、日程のことですが、条例改正が必要なものが一つ、二つ、三つありますね。12月議会にどうしてもやらなければいけないのが、1月からの透明性の向上についての(1)ですね、これは12月議会に出すということ

になるといつまで、という話だと。

横野委員： 12月定例会に条例提案するとなると、本来なら役所のルールからいえば今月中にある程度条例の原案が出来て方向を出しておかないと、当局も検討するタイミングがあると思うので。そういった点においては本来ならどんなに遅くとも11月の中旬くらいには条例の原案も出して当局も検討する、議会側も検討する、そのあたりの事前調整があるんじゃないかなと思いますので、議会事務局どうですか、そのところ。

村上座長： はい、横山課長。

横山課長： 29年1月からの収支報告書と実績報告書の閲覧とインターネット公開については、条例改正が必要となりますが、この件に関しましてはどちらの会派も概ね了承されているという状況ですので、この案でもって、今後各派代表者会議の方に提出され、そこでの了承が得られればですね、議会内はGOサインということになりますので、現状で条例改正については十分間に合うものと思っております。

村上座長： はい、村石委員。

村石委員： 横野委員がおっしゃられたことで、補欠選挙で当選された方が会派構成して、ここのメンバーにもなるんですけど、やはりある程度ですね、どういふことを議論して決めたかということを整理をして、補欠選挙で当選した人に示すべきだと思うので、そこはしっかり説明をした方がいいと思います。説明した上で、また皆さん方の意見を聞いていくと、いう姿勢が必要ではないかと思えます。

佐藤副座長： このあり方検討会が、何度も言っても恐縮ですけども、発足された大きな問題は、いずれにしても市民に早く方向性を示すということで、さまざまな議論を続けてこさせてもらいましたので、先程来述べておるように、私ども現体制の責任で、新しく入る方々に膨大な説明をしながら12月定例会にというのはなかなか現実的に難しいということもあったりして、とにかく私としたら、もういま先程来述べております、前回座長案を示しましたし、今日も大きくまとまった部分もありますので、そういったものをきちんと決めて、それを後日丁寧に事務局も、また私ども会派もそれぞれ連携を取って、丁寧に新しい新人の議員さんにもこういう流れですよというのは、しっかり説明していくべきだと思っておりますので。それを今交えて、また決めていくということは、なじまないんじゃないかというふうにも思っておりますので、この議論に最初から参加してませんので、そういう意味では、今決められるものは、きちんとやっぱり決めておくという思いでおります。

村上座長： 村石委員。

村石委員： 私が言いたかったのは、こういうことになりましたという程度でいいので、簡単にこういう議論をしながら、こういうことになりましたよということを座長や副座長の方でまとめた上で、資料として、新しく入ってきた人も含めて、ここで確認した上でないと次の議論に入れないので、そういうことを作ってくださいという意味ですよ、横野委員。

佐藤副座長： さきほど言った、他の詳細ということですよ。

村石委員： そんな細かいのでなくていいので。

村上座長： それは議論に参加する上で当然だと思います。補選を待たずしても、我々は仮の議員でも委員でもないのですよ。我々自身が本体であります

から、我々で決めれることはしっかりと決めていくことに間違いはないということを確認したいというふうに思っております。尾上委員。

尾上委員： すいません、今座長の素案に目を通しておったんですけども、それ以外に提案というものをしてもよろしいですか。

村上座長： よろしいですよ。

尾上委員： ある議会で行われていることなんですけど、これはその議会事務局にも結構手間をかけさせるので本当に出来るかどうかというのはちょっとわかりませんが、例えば高額な、今不正の中でですね、白紙の領収書をもって金額を書いて出したということが結構あるんですけども、それはやっぱり業者との癒着というか、そういったことがあったんだろうと。そういったことを防止するために、入札制度みたいなことで高額な、何かあるかと言われると具体的にちょっと言えませんけれども、お金のかかるような視察にいくとか、そういう時に議会事務局に入札をしていただくとか、そういったようなことで、一つには癒着防止にもなりますし、コスト削減ということですね、議会費の削減というものもできると思いますので。例えばコピー機は各会派にあると思うんですが、各会派が好きな業者を選んで調達していると思うんですけど、会派分を一辺に入札したら安くなるんじゃないですかと、そういったこともあると思うんですけど、どんなものですかね。

村上座長： それは提案として受け止めさせていただいて、要は適正な価格ですね、印刷であろうと視察の旅行会社であろうと、適正な価格をどうやって維持するのかと、品質をどう維持するのか。役所の入札やプロポーザルみたいになるという可能性もありますけど、あるいは基準をしっかりと設けとけばいいじゃないかということも含めて作業部会で検討していくことにしたいと思っております。

久世局長： 座長、すいません。今の点で、補足説明をさせていただいてよろしいでしょうか。今、尾上委員さんのご提案の件ですが、今ほど座長さんのお話がありましたように、詳細につきましては今後運用指針をどう改定するのか、どう具体的に運用するのかという点にかかっているのかというふうに存じます。ただ、あえて申し上げさせていただきますのは、当然のことながら入札ということは契約の事前手続きでございますけれども、現行の政務活動費の制度はご案内のとおりあくまでも会派が行う、支出する制度でございます。したがって、確かに今高額のものがあったり、いろいろとこれはどうなんだというものが多々あったわけでございます。これは、もしも仮に入札制度ということになれば、市の入札制度に準じて会派が行うことになる、あるいは入札ということには機動性が損なわれるとか、そういうことがあるのであれば、例えば改訂後の運用指針においてよりきめ細やかな上限の額を定めるとか、いろんな手立てがあろうかと思いません。すいません、生意気なことを申しまして。もう一点ございます、戻らせていただいてよろしいでしょうか、先ほど条例改正について横野委員さんの方からお尋ねがございました。この条例改正のスケジュールにつきましては、先ほど横野委員さんがお話ありましたとおり、仮に当局側が市長提案で議案を提出するということになれば、実は12月定例会のものはもうすでにリミットがおそらく近づいていると思います。この政務活動費に

関する条例の改正を行うということになれば、これは私が独断で申し上げるわけにはいけません、市長提案ではなくて、議会側議員提案にしようと思いますが、そうなりますと、市長提案から見ると日程的には多少余裕があります。ただ、そうはいいまして、何しろ条例改正の元となる中身が決まらないことには、議員提案といいいましても、やはり議会事務局の方で実際の案文作りは今までもサポートさせていただいております。それは当然私どもの方で一生懸命やっていかなきゃいけないと考えております。そうなりますと、正直時間はあまりございません。この座長素案で申しますと、3点というお話でございます。1点目の会派から議長に提出する領収書等の証拠書類について写しから原本化することにつきましては、これは今までのご議論をお聞きしましたところ各会派異存はないということだと思っております。それから収支報告書と実績報告書の閲覧とインターネット公開につきましては、今問題となっておりますのは最後の領収書等の証拠書類のインターネット公開をどうすべきか、それから過年度分をどうするべきかという取り扱いが今、いろいろと継続の協議となっておりますが、この1番目の収支報告書と実績報告書の閲覧とインターネット公開につきましては、12月定例会で条例を改正すれば、速やかに年明けの1月からやっていくということにつきましてはおそらく異論はないのではないかと考えております。3番目の額のあり方については、これは正直私ども事務局がとやかに申し上げる立場ではございません。これにつきまして、速やかにご議論が終わって、このあり方検討会での一定の結論が出るということになれば、できればこの3つをワンセットで12月定例会で議員提案ということになれば一番いいのかなと思っておりますが、その辺のところ、私どもとしましては懸念と申しましょうか、あくまでもこのあり方検討会でのご議論を私どもは見守らせていただく立場ではございますけれども、条例の改正の手順ということになればその点についてはちょっと極力早くご議論いただければ幸いかなという次第でございます。長い話終わります、申し訳ございません。

村上座長： はい、事務局長がまとめていただきましたが、それに加えてですね、額のあり方、前回もどなたも発言がありませんでした。加算をなくすということは了解済みだと思いますが、15万円についてはこのまま15万円ということではよろしいですか。

赤星委員： はい、座長。

村上座長： 赤星委員。

赤星委員： 今、その件については、補欠選挙後に新しい議員にも入っていただいて議論し直すべきと思うんですけど。その前に提案したいことがあるんですね、額。やってもやっても、また新しい不正疑惑が出てくると、不正や疑惑が指摘された議員の方でも、そのまま辞めずにおられる方も何人もいる。本当に市民の皆さんからご批判が強いです。そこで提案したいのは、自民党会派さんは自主的に任期中、政務活動費を使わないとおっしゃっておられますけれども、全部全容説明して本当にきれいになるまで当面政務活動費をゼロにしたらどうかと、議会全体として。そのためには条例改正が必要なのかどうかということも。自主的に使わなくて全部返還すればいいのか、議会としてそういう姿勢を示すために条例改正で文言を

入れるということもできるのかどうか。

村上座長： 鋪田委員

鋪田委員： まず今、先ほど座長あるいは局長から説明があった額のあり方の、加算制度の廃止そのものは、条例の第3条の第1項の(1)から(3)のところを削除すればいいということだと思っております。これについてはですね、削除する前提で条例案を組み立てをし、当選された補欠の方で、市議会であつた時にそれでいいか確認をすれば条例制定としては間に合うのかな。額をゼロにするということには、自民会派は姿勢なので、何も他の会派に強要しようという性質のものではありませんから、各会派の姿勢としてもし使わずに返納するというのであればそれはそういうふうに戻納といひますか、使わないというふうにするのであればそのようにされればいいのではないかなと思ひます。それこそ一番人数的に事案的に不正あるいは不適切なものが多かつた我々としては当然使わないという判断を会派としてしたわけですので、それを他の会派に強要すべき種類のものではないと思ひます。

村上座長： 他に、ご意見は。

村上座長： 横野委員。

横野委員： 条例改正の時期、タイミングによっては、今補欠で出てくる方々で、会派3人以上作つたら、現在の条例からいへば3人から9人までは15万円というということになります。それを止めるというのは12月議会で決めれば新しい当選された方々が会派作つても当然適用されないということですよな。

出席議員： はい。

横野委員： 前回はこのことについては3月定例会で条例改正し、29年4月から適用と言うことで、座長提案はそうだったですよな。そのあたりを12月にやるのであれば、そういうふうな方向にもつていかなきゃならないんですよな。そうなれば今鋪田委員がおつしたように第3条のこの政務活動費の額についての追加分については、第3条を削除するという形の条例を作らないといけないと。それは12月議会で作るということに、そのことについて皆さん12月議会でいいのか3月議会なのかと、せめて12月議会でやるのかということの確認がまず必要だというふうにするんですけど。そのあたりはどうでしょうか。

村上座長： 一応座長提案は4月から。

横野委員： 座長提案は4月からということになっているから、ということは補欠で出られた方で会派作られたらこれがまだ適用されるという範囲なんですよな。そのあたりを含めて、逆に判断を条例改正の、施行を例へば4月からと、裏返し、条例改正してもこれの適用は4月以降というふうになれば、別に今度新しい人が当選されて会派作られたらこれに適用される金額がもらえたと、裏を返せばね、政務活動費として。その辺のことをちょっと、ご意見を。

村上座長： 佐藤委員。

佐藤副座長： 先ほど鋪田委員から話しがありましたように、赤星委員がおつしたこともごもつともだと思ひますし、私どもも現実的にはやっぱり今年度の使用は相当控えざるを得ない、はっきりいってこの2ヶ月くらいは視察もセミ

ナ一も全く誰もいけてませんし、そういったことから鑑みても当然返納ということも当然あるだろうと思いますし、現時点でゼロにするということは条例上も厳しいハードルではないかと思えますし、やっぱりまた新たに当選された方々が現状の条例のまま、ご本人さん達の判断だと思えますけれども、それに基づいてさまざまな勉強をしてこられることについては、それも拒むものではないのではないかと思いますし、同じようにそれぞれの議員、会派の判断で使用については判断されればいいので。条例改正を現に今やらなくてはいけないというようなことはないんじゃないかと、村石さんも同じだと思えますけど

村上座長： 村石委員。

村石委員： はい、基本的には佐藤委員と同じ考えです。要は私に言わせたら、今まで皆さん政務活動費で支出していたんですよね、それは政務活動をするために支出していたんですよね、そしたら政務活動費をもらわないでということは政務活動をしないということなんですかね、極端な言い方すると。だから私はある意味では自民党会派は重いね、受け止め方をして本当は使って活動したいけれども、こういう不祥事があったので本当に重い決断をして使わないということにしたという具合に理解しております。ですから本当に必要なものは必要なものとして使うということで、各会派それぞれ独自に考えていけばいいと思います。それで本当にどうしても市政に対して勉強しなければいけない、これだけは聞きたいというようなことがあれば、私は使ってもいいという具合に思っています。二つ目に、最後にしますけれども、補欠選挙で当選した人は政務活動費を使う勉強をしてほしいと思うんですね。政務活動費を適切に使う、そういう訓練をする、そういうことが必要だと思うので、この場で全会派使わないようにしましようにということは決めるべきではないと思います。

村上座長： はい、尾上委員。

尾上委員： 私も村石委員と同じですね、今全部ゼロにするというのはやらなくていいんじゃないかと思えます。こういうことがあった以上、簡単に使えなくなってきたはおりますけど、それは各会派の考え方で返納すればいいことですし、必要な分は使えばいいんじゃないかなと思えます。

村上座長： 赤星委員。

赤星委員： はい、私どもも必要なものにこれまで有効に活用させていただきました。ただ、今異常事態なんです富山市議会は、まだ全容解明されていません。また、次々と新しい不正・疑惑が毎日報道されて発覚しております。こういう時にですね、必要な活動しますよ、政務活動費が当面ゼロにしたとしても、議会報告書はなんとか印刷をして出しますし、必要な勉強もいたしますし、ですけども、異常事態です、今、なので市民の皆さんのご批判を受け止めて、もう本当にクリーンになるまで当面富山市議会の決意を示すという意味で、徹底究明して再発防止にしっかり取り組む、その間は当面ゼロにしてはどうかというご提案なんです。

村上座長： 意見が分かれておりますが、各会派あるいは当選した方々が自分の物事として考えるべきことだと思うんです。今補欠選挙に臨んでおられる方は、月15万円の政務活動費と加算額があるということをご承知で、あるいは知らなくてもそれを前提に当選してくるわけですね。それを今我々が

使えないようにしようということは僭越な話ではないかと私は思うのですが皆さんご意見いかがでしょうか。

出席委員： そのとおりだと思います。

村上座長： つまりこれから当選しようとする方のいわば権利、使うことが出来るものを、我々が制限するのはいかがなものでしょうか。

横野委員： 今の座長提案から言えば、その3月定例会の条例改正で、今当選された皆さんについては現在の政務活動費はこういうものであるということをお勉強してもらって、その中で当選された人たちは政務活動費の不正を追及しておって、それで俺たち政務活動費いらんと頑張るわと言われればそれは使われなければいいだけなんで。そのあたりはこういうものがあるよということをお新しく出てこられる方に見てもらうのも方法ではあると思う。それはその当選された皆さんが考えるべき課題だというふうに思いますので、私はどっちかといったら、12月定例会でこれを廃止するというよりも、3月定例会の方向へもっていくべきじゃないかなという思いであります。そうならば新しく出られた委員とも今後は加算をなくしましょうということも議論の中に入れてもらうべきだというふうに思いますので、そのあたりは今の座長の提案のとおりということで。

村上座長： では、これは意見の一致を見ませんので、私の提案のとおり4月からということでもとめたいと思います。他にございませんか。それぞれの項目、抜けているものないよね、それぞれの項目をそれぞれの時にまとめておりますので、今改めて言うことはないですね。はい、それではそれぞれの項目について、議論のとおりでございますので。次回検討会は、11月2日午前9時から行いたいと思いますが、よろしゅうございますか。

出席委員： はい

村上座長： それでは、11月2日水曜日午前9時から開催ということにします。皆さん、そこでもう一回議論していただいたうえで、まとめたものを議長に提出したいというふうに思いますが、よろしゅうございますでしょうか。

出席委員： はい

村上座長： では、そのように決定いたします。先ほどから積み残した分がたくさんございます、議論もございましたのでこの点についてもなるべく早く結論を出すということで皆さんのご同意を得たいと思います。よろしゅうございますか。それではそのように決定いたします。それでは本日はこの程度にとどめたいと思います。

失礼しました、冒頭に言わなければいけないことを忘れておりました。本日の議事録の署名委員に成田委員、横野委員を指名したいと思いますので、よろしくお願ひします。それではこれをもって政務活動費のあり方検討会を閉会いたします。ご苦労様でした。

出席委員： お疲れ様でした。